

一次募集は、平成29年8月31日（木）をもちまして、受付を終了させていただきます。
二次募集は、平成29年12月1日（金）より受付を開始させていただきます
と予定しています。二次募集開始までの間は、申請書類を受付いたしません
ので、よろしくお願いいたします。

大ト協第66号
平成29年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 辻 卓 史

ドライブレコーダー機器導入にかかる助成について (ご 案 内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、当協会ではドライブレコーダーの普及促進を支援するため、みだしの機器を導入する際の費用の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の要領をご参照のうえご利用いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 募集期間

(一次募集) 平成29年 4月1日(土)～平成29年8月31日(木)

(二次募集) 平成29年12月1日(金)～平成30年2月28日(水)(予定)

※上記期間内であっても一次・二次募集それぞれの助成予算枠に達した時点で受付を終了させていただきますので、予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。(終了の際は大ト協ホームページ TOPICS 欄にてご案内)

2. 助成額・上限台数

1台あたり機器の本体購入価格の1/2、最大4万円(消費税・取付工賃等は助成対象外)とし、**1事業者あたり15台を上限とする。**

※助成上限台数は一次・二次募集を合わせたの台数

3. 助成対象機器

(公社)全日本トラック協会の定めるドライブレコーダー車載器

別紙 平成29年度助成対象機器一覧をご覧ください。(追加・変更等は随時ホームページにて更新し、トラック広報の翌月号でもご案内)

4. 助成条件（すべてに該当する必要があります）

- 大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両（大阪・和泉・なにわ・堺）に取り付ける場合であること。（自家用車、軽自動車を除く）
- 国の補助金が交付された機器については重複助成いたしません。
- 賃貸借・中古機器等は助成いたしません。
- **平成29年4月1日以降、装着・支払いをした機器を助成対象とします。**
- **先進安全自動車（ASV）との重複助成はいたしません。**

5. 必要書類（郵送可）

- ① 平成29年度 ドライブレコーダー導入助成申請書（様式1）
- ② ドライブレコーダー導入助成申請内訳書（様式2）
- ③ 装着証明書（様式3） ※スマートフォン活用型については、内容のわかる書類
- ④ 暴力団排除の誓約書（様式4）
※平成29年度中に他の助成事業を利用の際に、すでにご提出いただければ提出不要
- ⑤ 請求書の写し（※新車導入に装着の場合もしくは機器をリース・割賦契約の場合は見積書の写し）
※必ず購入機器の型式・税抜き本体価格（工賃を除く）が明示されたもの。
※領収書と金額が一致すること。（請求書が複数にわたる場合は領収額に合致するよう、全ての写しを添付して下さい。）
- ⑥ 領収書の写し（振込み明細書等でも可）または、リース契約・割賦契約の場合は契約書の写し
※領収日が平成29年4月1日以降のもの。（手形の場合は手形決済日が平成30年3月末までのもの）
※リースおよび割賦契約の場合は第1回目の支払い日が平成29年4月1日以降のものかつ、新車の場合は登録日が平成29年4月1日以降のもの。
※割賦販売契約書・リース契約書で、契約日・契約期間・車両番号等の詳細が確認できない場合は、必ず物件受領証・リース自動車検収完了証等の写しもご提出ください。
※通帳のコピーは不可
※振り込み明細書等については振込先・振込元・振込日・振込額が確認できるもの。
（助成申請に係る該当箇所以外の黒塗りは可ですが、該当箇所のみを切り貼り等加工されたものは不可）
- ⑦ 装着車両の自動車検査証の写し

※申請後に FAX やお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示は致しかねますので、必ず事前に各社にて控えをお取りください。

※記入を訂正する際、修正液等は使用しないでください。

※見積書・請求書・領収証・割賦販売契約書・リース契約書のそれぞれの写しは申請する助成金ごとすべてに添付してください。

6. 申請ならびにお問い合わせ先

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

(一社)大阪府トラック協会 交通・環境部 宛

お問合せ電話番号 (06) 6965-4033

7. 注意事項

- 1台でEMS機能とドライブレコーダー機能を備えている機種で、別紙の助成対象機種一覧表（運行管理連携型）で○印がついている機種については、EMS機器としても助成いたします。別途、EMS機器助成の申請を行なってください。（助成申請の受付を終了している場合もございますのでホームページをご確認ください）
- 助成申請は、機器の装着完了後およびお支払い完了後（リース契約・割賦契約の場合は契約完了後）となります。（助成金の枠取りはいたしません）
- 助成申請は申請書類に不備・不足がない状態で、当協会にて受け付けた時点での受理となります。助成終了時点で書類が到着していない場合や（郵送中等）、終了時点で郵送等で当協会にてお預かりしている書類に不備・不足があり受理となっていない場合等は受付できません。
- 一次募集終了以降、二次募集開始までの間は助成申請を受付いたしません。

一般社団法人 大阪府トラック協会
会 長 殿

〒 -

住 所

事業者名

代表者名 (印)

電話番号

F A X

担当者名

※印鑑は貴社印 (丸印) を押印してください

平成29年度 ドライブレコーダー導入助成申請書

(一次募集 ・ 二次募集) ←どちらかに○をして下さい。

当社車両に導入のドライブレコーダー機器について、下記のとおり助成申請いたします。

記

1. 助成金申請額 _____ 円 (_____ 台分)

2. 助成金振込先口座

フリガナ								
氏 名 (預金口座名義)								
振込先金融機関名	銀 行・信用金庫						支 店	
預 金 種 別	当 座 ・ 普 通	口座番号						

3. 添付書類

※別紙案内をご覧ください

←暴力団排除にかかる誓約書 (様式4) について平成29年度、すでに提出済の方はチェックを入れてください
(提出は年度内一度で可)

4. 国の補助金交付申請との重複不可に関する誓約について (重要)

下記についてご誓約をいただくことが助成の条件となっております。

弊社は、本助成申請を行う別紙機器の導入に対して国の補助金交付申請を行わない (行っていない) ことを、ここにお誓い致します。

←ご誓約頂ける際はチェックを入れて下さい (チェックがない場合は助成できません)

ドライブレコーダー導入助成申請内訳書

装 着 車 両 登 録 番 号	区 分	機 器 メ ー カ ー 名	機 器 名 称	機 器 型 式	購 入 価 格 税・工賃抜き	助 成 金 額	装 着 年 月 日
1 (大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・標・運・ス				円	円	平成 年 月 日
2 (大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・標・運・ス				円	円	平成 年 月 日
3 (大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・標・運・ス				円	円	平成 年 月 日
4 (大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・標・運・ス				円	円	平成 年 月 日
5 (大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・標・運・ス				円	円	平成 年 月 日
6 (大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・標・運・ス				円	円	平成 年 月 日
7 (大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・標・運・ス				円	円	平成 年 月 日
8 (大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・標・運・ス				円	円	平成 年 月 日
9 (大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・標・運・ス				円	円	平成 年 月 日
10 (大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・標・運・ス				円	円	平成 年 月 日
11 (大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・標・運・ス				円	円	平成 年 月 日
12 (大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・標・運・ス				円	円	平成 年 月 日
13 (大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・標・運・ス				円	円	平成 年 月 日
14 (大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・標・運・ス				円	円	平成 年 月 日
15 (大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・標・運・ス				円	円	平成 年 月 日
助 成 金 額 合 計						円	

※ 機器名称・型式等は正確にご記入ください。(助成対象機器一覧参照)

※ 区分 簡・・・簡易型、標・・・標準型、運・・・運行管理連携型、ス・・・スマートフォン活用型

※ 助成金額は本体購入価格の1/2とし、上限は40,000円です。

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 属

【装着証明者】

所在地

事業者名

代表者名



電話番号

ドライブレコーダー機器 装着証明書

下記事業所保有の車両に対し、下表のとおり当社がドライブレコーダー機器を装着したことを証明いたします。

【導入事業所】

事業者名

導入先事業所所在地

【装着車両一覧】

No.	装着車両番号	装着機器			装着年月日
		機器メーカー名	機器名称	機器型式	
1	(大阪・和泉・なにわ・堺)				平成 年 月 日
2	(大阪・和泉・なにわ・堺)				平成 年 月 日
3	(大阪・和泉・なにわ・堺)				平成 年 月 日
4	(大阪・和泉・なにわ・堺)				平成 年 月 日
5	(大阪・和泉・なにわ・堺)				平成 年 月 日
6	(大阪・和泉・なにわ・堺)				平成 年 月 日
7	(大阪・和泉・なにわ・堺)				平成 年 月 日
8	(大阪・和泉・なにわ・堺)				平成 年 月 日
9	(大阪・和泉・なにわ・堺)				平成 年 月 日
10	(大阪・和泉・なにわ・堺)				平成 年 月 日
11	(大阪・和泉・なにわ・堺)				平成 年 月 日
12	(大阪・和泉・なにわ・堺)				平成 年 月 日
13	(大阪・和泉・なにわ・堺)				平成 年 月 日
14	(大阪・和泉・なにわ・堺)				平成 年 月 日
15	(大阪・和泉・なにわ・堺)				平成 年 月 日

- ※ ディーラー各社・自動車整備工場・販売店等に依頼し作成して下さい。
- ※ 機器名称・型式等は正確にご記入ください。(助成対象機器一覧参照)
- ※ 証明書類につき、修正液等は使用しないで下さい。

(様式 4)

平成 年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

住 所

会社名

代表者

⑨

誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込みにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者